

# スポーツ塾規約

(名称・目的)

**第1条** 本スポーツスクールは、スポーツ塾（以下本スクール）と称し、本スクールは、生徒相互のスポーツを通じて健全な心身の維持育成と親睦を目的とします。

(所在地)

**第2条** 本スクールの事務所は、京都府舞鶴市字北吸 1054 舞鶴東体育館です。

(運営)

**第3条** 本スクールの運営は、舞鶴スポーツネットワークが行います。

(受講料)

**第4条** 受講料は月謝制とし、毎月第1回目のスクールでお支払いください。

月謝制の為、途中退会でも1ヶ月分の受講料を頂きます。尚、物価の高騰、経済情勢の変動により受講料が不相当となったときは、金額を変更するときがあります。

(休会・退会について)

**第5条** 原則1ヶ月の休会を認めます。

休会予定の月の前月25日までに舞鶴東体育館窓口へ休会届けを提出してください。26日以降の場合は、休会予定月の受講料をいただきます。

退会されるときは、退会届を記入後、舞鶴東体育館窓口へ提出してください。26日以降の場合は、退会予定月の受講料をいただきます。また、退会届けの提出が無い場合、受講料をお支払いいただきます。ご注意ください。

(入会資格)

**第6条** 本スクールに入会できる方は、年齢基準を満たし、本スクールの目的を理解の上、本スクールの規約遵守できる方に限ります。

(生徒の遵守義務)

**第7条** スクール内では講師の指示に従い、エチケットを守り、他の会員に迷惑をかけないようにしなければなりません。健康管理に十分注意し、各自の責任においてご参加お願いいたします。

(生徒資格の取り消し)

**第8条** スクールの名誉を著しく毀損した会員、および本スクールの諸規定に違反した会員については、その資格を取り消す場合がありますので、ご了承ください。

(開講制限)

**第9条** 天災、災害、法令の改廃、経済情勢の変動、本スクールの改造、補修点検、社員の研修等やむを得ない事由が発生した場合、本スクールはその施設の一部又は全部を休館又は短縮し、開講制限を行うことがあります。

(免責事項)

**第10条** 本スクールの生徒は、一切の言動を自己の責任と危険負担において行われることを明確に承認するものとし、スクール開講中に起きた障害、盗難、疾病、その他不慮の事故においては、一切の損害賠償の責任を負いかねます。

(その他)

**第11条** 本規定に定めのない事項、ルールについては、パンフレット・提示物の規定に準じるものとします。本規約の改廃・変更についてはスクールが決定し、その効力はすべての会員に及ぶものとします。※尚、当施設の判断により、ご入会していただけない場合がございます。

(個人情報の取り扱い)

**第12条** スクール入会の際に頂戴します個人情報は、イベント情報や利用のご案内の連絡、利用登録名簿に利用させていただきます。また、それらの諸連絡を実施するにあたり、舞鶴東体育館で厳重に管理させていただきます。

この規約は2019年11月1日から施行する。